

税 理 士 法 人 和
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町 5 番地 40・6F
Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

June, 2014

なごみ便り

www.101dog.co.jp

1. 社会保険の算定基礎届 & 労働保険料の年度更新

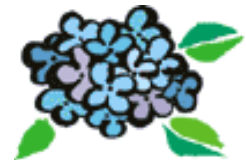
(1) 年度更新

労働保険（労災保険と雇用保険）の保険料は、保険年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間）を単位として計算され、年度当初に概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算することになっています。

したがって、前年度の確定保険料及び当年度の概算保険料について、労働局から送付される「労働保険概算・確定保険料/石綿健康被害救済法一般拠出金申告書」に必要事項を記載し、労働局又は労働基準監督署等に申告、納付する（7月10日（木）まで）という手続が必要になります。

これが年度更新の業務です。なお、一定の要件を満たした事業所については、保険料の分割納付が認められます。

申告・納付期限：平成26年7月10日（木）



(2) 算定基礎届

算定基礎届とは、健康保険及び厚生年金保険の被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、標準報酬月額を毎年1回（7月）見直すための届出をいいます。

社会保険の適用事業所には、年金事務所より「算定基礎届」が送付されます（弊社ご契約の事業所は弊社宛に直送）ので、当該様式に平成26年7月1日現在在籍する被保険者の4月、5月、6月の給与額等必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

決定した標準報酬月額は平成26年9月分からの社会保険料計算の基になります。

提出期限：平成26年7月10日（木）

2. 被扶養者資格の再確認

今年も協会けんぽによる被扶養者資格の再確認が行われます。

目的は、保険給付の適正化及び高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を図ることで、毎年度、5月末から7月末までの間に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるか否かを確認する手続きです。



<再確認の流れ>

- (1) 5月末より順次、協会けんぽから被扶養者状況リスト等送付。
- (2) 当該リストに掲載されている被扶養者が、現在も健康保険の被扶養者の条件を満たしているかを確認したうえで、「被扶養者状況リスト」に必要事項を記入し、事業主印を押印。
- (3) 確認の結果、被扶養者とならない（条件を満たさなくなった）被扶養者については、同封の「被扶養者調書兼異動届」に必要事項を記入し、被扶養者であった者の被保険者証を添付。
- (4) 上記(2)及び(3)を同封の返信用封筒に入れ、投函。

とりわけ、従業員の子が就職し、就職先で健康保険に加入した場合、従業員配偶者がパートタイマー等であって、勤務日数が増えたことにより、年間収入が130万円以上になった場合、には、同封の「被扶養者調書兼異動届」を提出し、扶養を解消しなければなりませんのでご注意ください。

提出期限：平成26年7月末



(文章担当：床田)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、配信の翌週当社ホームページのブログに掲載いたしますのでぜひ挑戦してみてください！

Q.「秘密を持ってはいけない」という法律を作ったら、貧富の差がなくなりました。なぜでしょう？